

投資章／国境を超えるサービスの貿易章／金融サービス章 日本の留保

分野	関連する章	留保の種類	留保する措置 (法令名(略称)のみ)	措置の概要	
現在留保(発効時に存在し、今後も維持することができる措置)					
1	農林水産業(植物育成者権)	投資	内国民待遇 最恵国待遇	・種苗法	日本国内に住所及び居所(法人にあっては、営業所)を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。 (a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合 (b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約(以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。)の当事国である場合又は千九百七十八年のUPOV条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のUPOV条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合 (c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国(その国の国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国の国民に対し当該保護を認める国を含む。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
2	農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書二の日本国の表の九の項で規定されているものを除く。)	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書二の日本国の表の九の項で規定されているものを除く。)への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすこととなる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
3	自動車分解整備業	国境を超えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・道路運送車両法	自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。
4	事業サービス	国境を超えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・職業安定法 ・労働者派遣法 ・港湾労働法 ・船員職業安定法 ・建設労働者の雇用改善等法	日本国内の企業に対し次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、かつ、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。 (a) 民間の職業紹介サービス(建設業務有料職業紹介サービスを含む。) (b) 労働者派遣サービス(港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。) 職業安定法又は船員職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。
5	回収代行のサービス	国境を超えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・債権管理回収業特別措置法 ・弁護士法	法律事件に係る法律業務を構成する回収代行のサービスを提供しようとする者は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しているか、日本国の法令による弁護士法人であるか、又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であり、かつ、日本国内に事務所を設置していなければならない。 いかなる者も、事業として他の者の債権を譲り受けて回収してはならない。ただし、債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であって、同法に基づいて債権を取り扱うものを除く。
6	建設業	国境を超えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・建設業法 ・建設工事資材再資源化法	1 建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

7	アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス	・酒税法	酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある場合には、この小分野のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる(酒税法第十条第十一号)
8	公共卸売市場において提供される卸売サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス	・卸売市場法	中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するために、中央卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合には、公共卸売市場における卸売サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。
9	高等教育サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・教育基本法 ・学校教育法 ・私立学校法	日本国において学校教育として提供される高等教育サービスは、学校教育機関が提供しなければならない。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園をいう。 「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。
10	熱供給業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の熱供給業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
11	電気通信業	投資	内国民待遇 経営幹部及び取締役会	・日本電信電話株式会社法	1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。
12	電気通信業及びインターネット付随サービス業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
13	船舶製造・修理業、船用機関製造業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス	・造船法	総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の船舶の製造又は修理に利用することができるドックの設置又は拡張を行うとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。許可の発給は、経済上の需要を考慮しなければならない。
14	医薬品製造業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行うとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、ワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
15	皮革製造業及び皮革製品製造業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

16	船舶の国籍に関する事項	国境を越えるサービスの貿易及び投資	市場アクセス	・船舶法	日本国を旗国とする船舶を運航する登録会社の設立を通じて国際海上運送サービス(旅客及び貨物運送サービスを含む。)を提供する場合については、国籍要件を適用する。 「国籍要件」とは、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものにより、船舶が所有されなければならないことをいう。
17	計量サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・計量法及び施行規則 ・指定定期検査機関等に関する省令	1 特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事(その場所が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長)の指定を受けなければならない。 2 特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 3 計量証明事業(特定計量証明事業を含む。)を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 4 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。 5 特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 6 計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。
18	医療及び福祉	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・労働保険料徴収等に関する法律及び施行規則	日本国の法令に基づいて厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令によりそのような労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
19	鉱業及び鉱業に付随するサービス	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 市場アクセス 現地における拠点	・鉱業法	日本国の国民又は日本国の企業のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。 注釈 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された企業が「鉱業法第二章及び第三章の規定に従って供給しなければならない。
20	石油業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。
21	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・弁護士法	法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しなければならない。その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。
22	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・外国法事務弁護士法	外国法に関する法的助言サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により外国法事務弁護士としての資格を有しなければならない。その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。
23	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・弁理士法	弁理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁理士としての資格を有しなければならない。 弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならない。
24	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	内国民待遇 市場アクセス 現地における拠点	・公証人法	日本国の国民のみが、日本国内において公証人に任命されることができる。 公証人は、法務大臣が指定する場所に事務所を設置しなければならない。
25	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・司法書士法	司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有しなければならない。その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならない。
26	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・公認会計士法	公認会計士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により公認会計士としての資格を有しなければならない。 公認会計士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。

27	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・税理士法及び施行規則	税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有しなければならない。その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければならない。
28	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・建築士法	日本国の法令に基づく資格を有する建築士又はこれを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとする場合には、日本国内に事務所を設置しなければならない。
29	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・社会保険労務士法	社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有しなければならない。日本国内に事務所を設置しなければならない。 社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。
30	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・行政書士法	行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有しなければならない。その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 行政書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく行政書士法人を設立しなければならない。
31	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス	・海事代理士法	海事代理士サービスは、日本国の法令により海事代理士としての資格を有する自然人が提供しなければならない。
32	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・土地家屋調査士法	土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士としての資格を有しなければならない。その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。
33	不動産業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・宅地建物取引業法 ・不動産特定共同事業法 ・マンション管理適正化法	1 宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 2 不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、かつ、主務大臣若しくはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受け、又は当該主務大臣に届出を行わなければならない。 3 マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。
34	不動産鑑定業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・不動産鑑定評価法	不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。
35	船員	国境を越えるサービスの貿易	内国民待遇 市場アクセス	・船員法 ・運輸省通達	日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国を旗国とする船舶において働くことはできない。
36	警備業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
37	職業上の安全及び衛生に関するサービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・労働安全衛生法 ・登録製造時検査機関等に関する規則 ・作業環境測定法及び施行規則	作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置し、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。
38	測量業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・測量法	測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

39	航空運輸業	投資	内国民待遇 最恵国待遇 経営幹部及び取締役 役会	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 ・対内直接投資等政令 ・航空法 	<p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空運送事業への投資を行うとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</p> <p>注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p> <p>4 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の上記の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>5 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等の会社は、4(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって当該航空運送事業者又は当該会社の株式を保有するものからその氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより4(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>6 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>7 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>8 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>
40	航空運輸業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 経営幹部及び取締役 役会 市場アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 ・対内直接投資等政令 ・航空法 	<p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空機使用業への投資を行うとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</p> <p>注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p> <p>4 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の上記の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>
41	航空運輸業(航空機登録原簿への航空機の登録)	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 経営幹部及び取締役 役会	<ul style="list-style-type: none"> ・航空法 	<p>1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の上記の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p>

42	通関業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・通関業法	通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。
43	貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。)	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 最恵国待遇 経営幹部及び取締役 役会	・貨物利用運送事業法及び施行規則	1 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の上の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。
44	貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。)	投資	内国民待遇 最恵国待遇 経営幹部及び取締役 役会	・貨物利用運送事業法及び施行規則	1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の上の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。
45	鉄道業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の鉄道業への投資を行う外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。
46	道路旅客運送業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行う外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。
47	道路運送業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・道路運送法 ・貨物自動車運送事業法	1 道路旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、かつ、国土交通大臣の許可を受け、又は同大臣に届出を行わなければならない。 2 一般乗用旅客自動車運送業に関しては、国土交通大臣は、同大臣が「特定地域」として指定した地域及び「準特定地域」として指定した地域において当該運送業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、当該運送業の事業計画の変更を認可してはならない。ただし、「準特定地域」については、一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が輸送需要量を超えない場合等法律に基づく基準を満たす場合には、当該許可が与えられ、又は当該事業計画の変更が認可される。 それらの指定は、当該地域における一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となる程度にまで輸送需要量に対して過剰となっている場合又は過剰となるおそれがある場合に行われる。 3 一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業に関しては、国土交通大臣は、同大臣が「緊急調整地域」として指定した地域においてこれらの運送業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、これらの運送業の事業計画の変更を認可してはならない。その指定は、当該地域における一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業の供給輸送力が既存の事業の実施が困難となる程度にまで輸送需要量に対して著しく過剰となっていると認められる場合に行われる。

48	運輸に付随するサービス業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス	・道路運送法	自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するものであるかどうかといった経済上の需要の考慮に従う。
49	運輸に付随するサービス業	国境を越えるサービスの貿易	内国民待遇 市場アクセス 現地における拠点	・水先法	日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。 同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。
50	水運業	国境を越えるサービスの貿易	内国民待遇 最恵国待遇 市場アクセス	・外国等による外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱に対する特別措置法	他の締約国により日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、当該締約国の外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積み込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。
51	水運業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の水運業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響をも及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業(日本国内の港の間の海上運送)、内陸水運業及び船舶賃渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶賃渡業(内航船舶賃渡業を除く。)は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続の適用から除外される。
52	水運業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 最恵国待遇 市場アクセス	・船舶法	日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
53	技能検定	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・職業能力開発促進法	営利を目的としない一部の特定の団体(事業主の団体、その連合団体、一般社団法人、一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人)は、当該サービスを提供することができる。労働者の技能検定試験に関する業務を行うとする当該団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。
54	上水道業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の上水道業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
55	家畜	国境を越えるサービスの貿易	現地における拠点	・家畜商法	家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならない。その住所を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において、「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあつせんをいう。
56	航空機製造修理業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 特定措置の履行要求 市場アクセス 現地における拠点	・外為法 ・対内直接投資等政令 ・航空機製造事業法	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空機産業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 居住者と非居住者との間の航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続に従う。 5 審査については、当該技術導入契約の締結が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 6 居住者は、当該審査の結果に基づき、技術導入契約の条項の変更又は当該契約の締結の中止を要求されることがある。 7 この分野における製造業者及びサービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 8 航空機を製造し、又は修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関する工場を設立しなければならない。

57	銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)	金融サービス	内国民待遇	・預金保険法	預金保険制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。
58	保険及び保険関連のサービス	金融サービス	国境を越える貿易	・保険業法 ・保険業法施行令 ・保険業法施行規則	次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

分野	関連する章	留保の種類	現行の措置(存在する場合のみ法令名(略称)を記載)	措置の概要
将来留保(将来新たに規制を導入することができる分野)				
1 全ての分野	投資	内国民待遇 経営幹部及び取締役 役会		1 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) 他の締約国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) 他の締約国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。 2 1の規定にかかわらず、日本国の中央政府は、1に規定する持分又は資産の日本国の中央政府から投資家への最初の移転の後に、新たな法令により、1に規定する禁止、制限又は措置を採用しない。日本国の中央政府は、最初の移転の際に採用し、又は維持した禁止、制限又は措置を維持できる。
2 全ての分野	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 経営幹部及び取締役 役会 市場アクセス 現地における拠点	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法 郵便法 民間事業者による信書の送達に関する法律 競馬法 モーターボート競争法 自転車競技法 小型自動車競争法 当せん金付証券法 通貨の単位・貨幣の発行等に関する法 スポーツ振興投票の実施等に関する法律 	日本国は、日本国内における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資又はこれらに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 注釈1 この協定の効力発生時においては、日本国内における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売は、指定された企業又は政府機関にのみ認められている。 注釈2 この留保の適用上、「郵便サービス」とは、郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第四条第二項に規定する他人の信書の送達及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)に規定する信書便の役務(ただし、同法に規定する特定信書便役務を含まない。)をいう。「郵便サービス」の定義に含まれないサービスとしては、小包、包装物、物品、ダイレクト・メール及び定期刊行物の送達が挙げられる。
3 全ての分野(認識されていないか又は技術的に提供可能でないサービス)	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス		日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外のサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この協定の効力発生時にJISIC又はCPCにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。 日本国は、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
4 宇宙開発産業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役 役会 市場アクセス 現地における拠点	・外為法	日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、次のサービスを含む宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 開発、製造又は使用に関する技術を導入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受け又は契約に基づいて行う製造に係るサービス (c) 修理及び保守のサービス (d) 宇宙輸送サービス
5 武器産業 火薬類製造業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役 役会 市場アクセス 現地における拠点	<ul style="list-style-type: none"> 武器等製造法 外為法 対内直接投資等政令 	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、次のサービスを含む武器産業及び火薬類製造業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 開発、製造又は使用に関する技術を導入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受け又は契約に基づいて行う製造に係るサービス (c) 修理及び保守のサービス
6 放送業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役 役会 市場アクセス 現地における拠点	<ul style="list-style-type: none"> 外為法 対内直接投資等政令 電波法 放送法 	日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をい(放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第二条第一号)、オンデマンド・サービス(インターネット上で提供されるそのようなサービスを含む。)を含まない。

7	初等及び中等教育サービス	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 市場アクセス 現地における拠点	・教育基本法 ・学校教育法 ・私立学校法	日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資又は初等及び中等教育サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
8	電気業 ガス業 原子力産業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役会 最恵国待遇 市場アクセス 現地における拠点	・外為法 ・対内直接投資等政令 ・電気事業法 ・ガス事業法 ・最終処分法	日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資又は当該エネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 【産業分類】 JSIC 〇五九*1 その他の金属鉱業 JSIC 二三九一 核燃料製造業 JSIC 二八一*2 電子デバイス製造業 JSIC 二八二*2 電子部品製造業 JSIC 二八九*2 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 JSIC 二九一*2 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 JSIC 二九二*2 産業用電気機械器具製造業 JSIC 二九六*2 電子応用装置製造業 JSIC 二九七*2 電気計測器製造業 JSIC 二九九*2 その他の電気機械器具製造業 JSIC 二九五*2 一次電池(乾電池、湿電池)製造業 JSIC 三〇*2 情報通信機械器具製造業 JSIC 三一三*2 船舶製造・修理業、船用機関製造業 JSIC 三一五九*2 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 JSIC 三一九九*2 他に分類されない輸送用機械器具製造業 JSIC 三三 電気業 JSIC 三四 ガス業 JSIC 八八九九*2 他に分類されない廃棄物処理業 JSIC 九〇一*2 一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く) JSIC 九〇二*2 電気機械器具修理業 注釈 JSICの番号に付された*1は、当該番号の下での活動のうち留保の対象となる活動が核物質に限られることを意味する。 JSICの番号に付された*2は、当該番号の下での活動のうち留保の対象となる活動が原子力産業に関連する活動に限られることを意味する。
9	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 最恵国待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役会 市場アクセス 現地における拠点	・外為法 ・対内直接投資等政令 ・外国人漁業規制法 ・EEZにおける漁業等に関する主権的権利行使法	日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給
10	土地取引に関する事項	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 最恵国待遇	・外国人土地法	政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。
11	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 最恵国待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役会 市場アクセス 現地における拠点		日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置並びに公共の目的のために創設され、若しくは維持される社会事業サービス(所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育及び公営住宅)への投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
12	警備業	国境を越えるサービスの貿易	内国民待遇 市場アクセス 現地における拠点	・警備業法	日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

13	航空運輸業	投資	内国民待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役会		日本国は、日本国内において、空港及び第十一条(定義)に規定する空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
14	全ての分野	国境を越えるサービスの貿易及び投資	最恵国待遇		<p>1 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>2 日本国は、1に規定する協定以外の二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事(海難救助を含む。)</p>
15	保険及び保険関連のサービス	金融サービス	内国民待遇 国境を越える貿易	<ul style="list-style-type: none"> ・保険業法 ・保険業法施行令 ・保険業法施行規則 	<p>日本国は、他の締約国において設立された当該締約国の国境を越える金融サービス提供者が提供する次のサービス(本人として、仲介により又は仲介者として提供するかどうかを問わない。)を除き、保険及び保険関連のサービスに関して第十一条の国境を越える金融サービスの提供の定義の(b)に規定する国境を越える金融サービスの提供又は国境を越える金融サービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 次の事項に関連する危険に対する保険</p> <p>(i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物(衛星を含む。)。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又は全てを対象とする。</p> <p>(ii) 国際間の運送中の貨物</p> <p>(b) 再保険、再再保険及び第十一条(定義)の金融サービスの定義の(d)に規定する保険の補助的なサービス</p> <p>注釈 保険仲介サービスは、日本国内において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。</p>